

昭和 42 年 2 月 1 日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改めます。

平成 25 年 4 月 5 日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

第 1 項第 6 号及び第 7 号の各号中「定期券」の右に「発売」を加える。

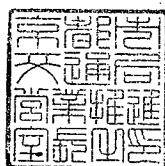
第 5 項中第 25 号を第 27 号とし、第 10 号から第 24 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号を第 10 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(1) 営業推進室営業推進課長の印



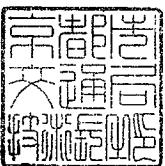
第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を削り、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 営業推進室長の印



第 5 項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 技術長の印



#### 附 則

この公告は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用します。

（交通局企画総務部総務課）